

福崎町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	福崎町教育委員会
任命権者	福崎町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
福崎町における障害者雇用に関する課題	福崎町において、これまで適正に障害者任免状況通報を行ってきており、令和6年6月1日時点では、法定雇用率2.8%に対し、実雇用率3.45%となっており、法定雇用率は達成している。 福崎町教育委員会に在籍する職員は、福崎町の町長部局において、募集・採用事務を執り行っているため、障害者の雇用促進については、町長部局と連携して取り組む必要がある。 令和8年7月1日に、法定雇用率が3.0%に引き上げられることが予定されており、実雇用率が法定雇用率を下回ることがないように、今後も継続して町長部局と連携して障害者雇用を進める必要がある。法定雇用率の達成はもちろんのこと、雇用した障害者である職員の活躍のために、障害特性や個々の能力を発揮できるよう職種や業務内容の拡充といった更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※令和6年6月1日時点の実雇用率 3.45% （評価方法）毎年の任免状況通報による把握・進捗管理を行う。
②定着に関する目標	人事異動や本期間に採用された障害者である職員について、不本意な離職者を極力生じさせない。 ※「不本意な離職」とは、本人の責によらない職場環境への不適應を原因とする離職とする。 （評価方法）今後、障害者である職員の平均勤続年数を把握する。
③障害者雇用満足度に関する目標	障害者である職員に自己申告書の提出を求める。 （評価方法）障害者である職員から提出された自己申告書や面談を通して、満足度を把握する。
④キャリア形成に関する目標	人事（管理職）ヒアリングにおいて、障害者である職員が担当する新たな職務を開拓する。 （評価方法）人事記録により把握する。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する整備体制	
（1）組織	○町長部局において、募集・採用事務を執り行っていることから、障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。

	○障害者である職員の相談窓口として、障害者職業生活相談員を人事係から選任する。 ○障害者雇用推進者と障害者職業生活相談員は連携して、かつ計画的に障害者である職員の実態を把握し、活躍の場の発掘、障害者である職員の採用及び定着に努める。これにあたり、必要に応じて専門機関及び保健師等とも連携を図る。 ○組織外の関係機関（兵庫労働局、職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間で情報を共有する。
(2) 人材	○障害者職業生活相談員に選任された者について、兵庫労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させ、適切な知識、ノウハウを習得させる。 ○職員に対して、厚生労働省障害者雇用対策課又は兵庫労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」など障害者雇用等に関するセミナーの受講案内を行い、参加者を募る。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用予定の障害者の能力や希望を踏まえ、適宜面談や人事評価を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○障害者職業生活相談員は、障害者である職員に対して、定期的に面談を行い、必要な就労支援の把握を行い、過重な負担とならない範囲で必要な措置を講じる。 ○新たな仕事の創設を検討する。 ○環境整備として、エレベーターの設置を検討する。
(2) 採用募集	○採用選考にあたっては、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置する等障害特性に応じて可能な範囲で対応する。 ○募集・採用にあたっては、以下のとおり取り扱う。 ◇特定の障害を排除しない。 ◇特定の障害に限定しない。 ◇自力で通勤できることといった条件を設定しない。 ◇介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。 ◇「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。 ◇特定の就労支援機関からのみの受入れを行わない。
(3) 働き方	時間単位の年次休暇及び特別休暇の取得を推進する。
(4) キャリア形成	○担当職務に応じた研修等の教育訓練を実施する。

について	
4 その他	
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。